

第1章 災害予防と減災

本計画の策定に当たっては、本町の有する自然条件及び、社会的条件、並びに過去の災害の発生状況等を考慮して、想定される災害に対して可能な限りの未然予防を図るとともに、減災の手法を明らかにしておく必要がある。

第1節 組織体制

第1. 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の崩壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

1. 実施体制の整備

(1) 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期から出来るだけ早急かつ必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念出来るよう、次の対策を推進する。

ア 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動体系の活動要領等のマニュアルを作成する。

イ 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員による24時間体制により対応する。

2. 災害対策本部の運営体制の確立

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。

(3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

- ・ 動員配備・参集方法
- ・ 本部の設置方法
- ・ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2．連絡調整体制の整備

1．平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時に次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等の体制の整備に努める。

2．防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、瀬戸内町アマチュア無線クラブと連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3．自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手段等の明確化

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3．広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な災害時相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

第2節 災害応急対策事前措置

第1. 食糧の供給体制の整備

1. 食糧の備蓄計画の策定

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食糧の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者に対し食糧を迅速かつ円滑に供給するため、町は緊急に必要な食糧の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。
- (2) 住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 町は3日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 町は自主防災組織等を通じて、緊急食糧の共同備蓄を進める。

2. 食糧の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第2. 飲料水の供給体制の整備

1. 給水施設の応急普及体制の整備

(1) 給水能力の把握

町及び水道施設管理者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

(2) 復旧に要する業者との協力

町及び水道施設管理者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道施設管理者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

町及び水道施設管理者は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2. 耐震性水道施設の整備促進

災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設について計画的に整備を行う。

3. 給水用資機材の整備

町及び水道施設管理者は、応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から飲料水の提供を受けられるよう、管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

第3．生活必需品の供給体制の整備

1．生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2．流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は大手スーパー、農業協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達できるよう、関係業者等の把握に努める。

第4．防疫、食品衛生、環境衛生、し尿処理対策の事前措置

1．防疫対策

(1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(2) 防疫実施体制の整備

災害防疫のため、町における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ次のとおり編成計画を作成しておく。

「町の防疫班の編成」

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2．食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携強化に努める。

3．環境衛生対策

(1) 営業施設での環境衛生対策

町及び県は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、町及び県は状況により環境衛生営業指導センター、環境衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

4．し尿処理対策

(1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所について、具体的な備蓄計画を行う。

(2) 広域応援体制の整備

町は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第5. 住宅の確保対策の事前措置

1. 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、住宅供給体制の整備に努める。

(1) 町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続き等を整える。

(2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるように入手手続き等を整えておく。

(3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2. 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

第6. 文化財や文教施設に関する事前措置

1. 文化財に関する事前措置

(1) 消火設備の整備

町は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり消火設備の整備に努める。

(2) すべての指定構造物には、その総面積に応じた能力単位の数 of 消火器又は消火用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数 is、その面積を 50 m² で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

(3) その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。

(4) その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁の整備を図る。

2. 文教施設に関する事前措置

町は、文教施設の管理者等と連携して、定期的に防災訓練等を実施する。

第7. 総合防災力の強化に対する対策

1. 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の

防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、町全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2. 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

(1) 消防・防災ヘリコプターの活用

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

(2) 運行体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備や県警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターの活用など関係機関と連携を図る。

3. 船舶の活用

災害発生時における緊急的な人員・物資の供給移動には自動車・航空機をはじめ船舶等も重要な役割を担っていることから、町及び関係機関は船舶等の稼働状況を常に把握しておく。

(1) 船舶の活用

- ア 町有船舶等の活用
- イ 民間船舶等の活用
- ウ 海上保安本部所属船舶の活用
- エ 自衛隊所属船舶の活用
- オ 鹿児島県警本部所属船舶の活用

4. ドローンの活用

大規模災害時には、情報収集や物資輸送等でドローンの迅速性や機動性などの特性を発揮できる可能性が高いことから、町が保有するドローンを活用し、災害応急対策に努める。

(1) ドローンの活用

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 生活必需品及び救援物資の輸送

(2) 運航体制の確立

ドローンの運用を円滑に行うため、ドローンの活動拠点の整備や住民に対する周知や関係機関等と災害時における運航体制などについて連携を図る。

第 3 節 消防体制の確立

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備に努める。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を推進する。

第 1. 消防活動体制の整備

1. 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防施設の整備状況

町の消防組織は、常備消防（大島地区消防組合瀬戸内消防分署）と非常備消防（町消防団）により構成されており、その整備状況は次のとおりである。

ア 瀬戸内町消防団

消防組織の整備状況

令和 7 年 4 月 1 日現在

分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
	1	1						2
第一分団			1	1	1	1	11	15
第二分団			1	1	1	1	12	16
第三分団			1	1	2	2	20	26
第四分団			1	1	3	3	10	18
第五分団			1	1	3	4	40	49
第六分団								
合 計	1	1	5	5	10	11	93	126

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に利用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしな

がら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

① 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

又、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2. 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、自主防災組織等とおして、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃からの火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3. 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町は消防用施設等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備・強化

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織(自衛消防隊)の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第2. 消防用水利、装備、資機材の整備

1. 消防用水利、装備、資機材の整備

(1) 消防用設備の整備状況

消防分団名	ポンプ自動車	水槽付ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	梯子消防自動車	防火水槽（40トン）	簡易式消火栓	救急自動車・救急船	その他		
									化学消火剤（トリック）	ジェットシューター	空気呼吸器
詰 所	1	1		2		22			120	6	
第1分団											
第2分団											
第3分団											
第4分団											
阿木名			1			4	3				
勝 浦			1			1	8				
網野子				1		1	3				
節 子				1		1	5				
嘉 徳				1			3				
伊 須						1	4				
蘇 刈				1		1	3				
嘉 鉄				1		2	11				
清 水						1	7				
手 安						1	3				
須 手						1	1				
油 井				1		1	6				
久根津						1	4				
阿 鉄			1			1	6				
小名瀬							4				
阿室釜							2				
篠 川			1			2	11				
古 志						1	6				
久 慈			1			1	8				
花 天							7				
管 鈍						1	2				

第2編 一般災害対策編

西古見				1		1	6				
押 角						1	2				
勝 能						1	5				
諸 数						1	2				
生 間			1			1	5				
渡 連				1			2				
徳 浜							2				
諸 鈍			1			2	6				
野見山				1		1	3				
秋 徳				1		1	3				
佐知克							4				
勢 里							3				
於 斉						1	4				
伊子茂							5				
花 富				1		1	4				
瀬 相						1	5				
西阿室				1		1	9				
俵							4				
三 浦							3				
知之浦							3				
嘉 入							6				
須子茂			1				6				
阿多地							3				
武 名											
瀬 武			1				3				
薩 川				1		1	8				
芝				1		1	6				
実 久							4				
請阿室			1			1	6				
池 地			1			1	8				
与 路			1			1	12				
瀬戸内消防分署	1	1			1		1	2台 1隻	260	8	8
加計呂麻消防分駐所								1台		6	2

（2）消防施設の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

消防庁通達で定める「消防力の基準」に基づき消防施設等の整備を図るものとする。

イ 畑地かんがい用貯水池及び消火栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2. 救助用具

（1）救助用物資の備蓄

各機関が保有する救助用具の現況

所有機関名	保管場所	所有救助用具数			
		投光器	携帯拡声機	自動車マイク	救命胴衣
古仁屋海上保安署	同左		1		11
奄美基地分遣隊	〃	2	3	1	14
瀬戸内警察署	〃	2	2	11	14
瀬戸内町役場	〃		1	2	100
瀬戸内町消防団	〃	2	2	17	70
瀬戸内消防分署	〃	4	6	8	25

3. 通信体制・運用体制の整備

（1）消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されている。

（2）消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに新たに増波された全国共通波（2波）の整備を促進し、大規模災害時における広域応援協力体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

イ 通信・運用体制の整備

- ① 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理と各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- ② 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

- ③ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第 4 節 土砂災害等の防止対策

風水害の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

本計画は、水害、地滑り、山崩れ等の発生するおそれのある危険地域を調査把握し、災害対策の基礎とするものである。

本町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 26 年 6 月 4 日最終改正）」に基づき、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべりを発生原因とするものである。

第 1. 洪水・土石流発生危険地域

1. 洪水危険地域

河川名	危険地域			予想される危険	予想される被害程度		警戒連続雨量
	地名	左右岸別	延長		人家	耕地	
阿木名川	阿木名	右岸	100m	溢水	100 戸	5ha	250mm
古仁屋又川	〃	両岸	500m	〃	200 戸	10ha	250mm
仲金久川	古仁屋	〃	600m	〃	300 戸		250mm
仲里川	〃	〃	600m	〃	253 戸		250mm
薩川川	薩川	〃	200m	〃	50 戸		250mm
清水川	清水	〃	500m	〃	97 戸		250mm
秋徳大川	秋徳	〃	300m	〃	17 戸	21ha	250mm

2. 崩壊土石流発生危険地域

番号	河川名	溪流名	地区名	警戒雨量（連続）	予想される被害程度
525-I-1	管鈍川	管鈍川	管鈍	250 mm	5 戸
525-I-2	里川	里川	花天	〃	12 戸
525-I-3	第二狭間川	第二狭間川	花天	〃	6 戸
525-I-4	久慈沢	久慈沢	久慈	〃	
525-I-5	古志沢	古志沢	古志	〃	1 戸
525-I-6	篠川川支溪	篠川川支溪	篠川	〃	16 戸
525-I-7	下川	下川	阿室釜	〃	10 戸

第 2 編 一般災害対策編

525-I-8	古里川	古里川	小名瀬	250 mm	6 戸
525-I-9	阿鉄川	阿鉄川	阿鉄	〃	8 戸
525-I-10	阿鉄川支溪 2	阿鉄川支溪 2	阿鉄	〃	12 戸
525-I-11	須佐礼川	須佐礼川	須佐礼	〃	9 戸
525-I-12	久根津川	久根津川	久根津	〃	6 戸
525-I-13	久根津川小川	久根津川小川	久根津	〃	7 戸
525-I-14	手安川	手安川	手安	〃	51 戸
525-I-15	手安小川 1	手安小川 1	手安	〃	9 戸
525-I-16	手安小川	手安小川	手安	〃	6 戸
525-I-17	須手小川	須手小川	須手	〃	9 戸
525-I-18	須手川	須手川	須手	〃	9 戸
525-I-19	須手沢 1	須手沢 1	須手	〃	10 戸
525-I-20	金久田原川	金久田原川	古仁屋	〃	30 戸
525-I-21	山仲田原川	山仲田原川	古仁屋	〃	80 戸
525-I-22	大当原川	大当原川	古仁屋	〃	86 戸
525-I-23	仲金久川支溪 4	仲金久川支溪 4	古仁屋	〃	168 戸
525-I-24	仲金久川	仲金久川	古仁屋	〃	113 戸
525-I-25	山田原川	山田原川	古仁屋	〃	63 戸
525-I-26	仲里川	仲里川	古仁屋	〃	46 戸
525-I-27	瀬久井川	瀬久井川	古仁屋	〃	77 戸
525-I-28	瀬久井小川	瀬久井小川	古仁屋	〃	48 戸
525-I-29	芦瀬川	芦瀬川	古仁屋	〃	3 戸
525-I-30	芦瀬川 2	芦瀬川 2	古仁屋	〃	
525-I-31	嘉鉄川	嘉鉄川	嘉鉄	〃	14 戸
525-I-32	阿木名沢	阿木名沢	阿木名	〃	9 戸
525-I-33	阿木名川支溪 1	阿木名川支溪 1	阿木名	〃	4 戸
525-I-34	尻田川	尻田川	阿木名	〃	12 戸
525-I-35	阿木名川支溪 3	阿木名川支溪 3	阿木名	〃	6 戸
525-I-36	勝浦沢	勝浦沢	勝浦	〃	11 戸
525-I-37	網野子川	網野子川	網野子	〃	18 戸
525-I-38	第二嘉徳川	第二嘉徳川	嘉徳	〃	14 戸
525-I-39	第一嘉徳川	第一嘉徳川	嘉徳	〃	14 戸
525-I-40	阿多地川	阿多地川	阿多地	〃	9 戸

第 2 編 一般災害対策編

525-I-41	仲間川	仲間川	須子茂	250 mm	4 戸
525-I-42	嘉入川	嘉入川	嘉入	〃	5 戸
525-I-43	西阿室川支溪	西阿室川支溪	西阿室	〃	31 戸
525-I-44	西阿室川	西阿室川	西阿室	〃	6 戸
525-I-45	伊子茂川	伊子茂川	伊子茂	〃	3 戸
525-I-46	第三伊子茂川	第三伊子茂川	伊子茂	〃	6 戸
525-I-47	於斉川	於斉川	於斉	〃	3 戸
525-I-48	第三佐知克川	第三佐知克川	佐知克	〃	7 戸
525-I-49	佐知克川	佐知克川	佐知克	〃	5 戸
525-I-50	野見山川	野見山川	野見山	〃	8 戸
525-I-51	諸鈍川	諸鈍川	諸鈍	〃	5 戸
525-I-52	仲田川支溪	仲田川支溪	諸鈍	〃	8 戸
525-I-53	仲田川	仲田川	諸鈍	〃	5 戸
525-I-54	徳浜川	徳浜川	徳浜	〃	3 戸
525-I-55	第三渡連川	第三渡連川	渡連	〃	1 戸
525-I-56	第四渡連川	第四渡連川	渡連	〃	
525-I-57	第三大下田川	第三大下田川	大下田	〃	1 戸
525-I-58	第三諸数川	第三諸数川	諸数	〃	
525-I-59	上川	上川	勝能	〃	5 戸
525-I-60	第二勝ゆき川	第二勝ゆき川	勝能	〃	11 戸
525-I-61	勝能川	勝能川	勝能	〃	12 戸
525-I-62	押角川支溪	押角川支溪	押角	〃	13 戸
525-I-63	押角川	押角川	押角	〃	24 戸
525-I-64	第二押角川支溪	第二押角川支溪	押角	〃	3 戸
525-I-65	第二押角川	第二押角川	押角	〃	8 戸
525-I-66	瀬相川	瀬相川	瀬相	〃	21 戸
525-I-67	第二瀬相川	第二瀬相川	瀬相	〃	2 戸
525-I-68	俵沢	俵沢	俵	〃	
525-I-69	俵川 2	俵川 2	俵	〃	5 戸
525-I-70	俵川 1	俵川 1	俵	〃	8 戸
525-I-71	俵川	俵川	俵	〃	17 戸
525-I-72	知之浦沢	知之浦沢	知之浦	〃	3 戸
525-I-73	武名川支溪	武名川支溪	武名	〃	4 戸

第 2 編 一般災害対策編

525-I-74	武名川	武名川	武名	〃	8 戸
525-I-75	第三木慈川	第三木慈川	木慈	〃	2 戸
525-I-76	第三瀬武川	第三瀬武川	瀬武	〃	18 戸
525-I-77	上の川	上の川	瀬武	〃	15 戸
525-I-78	第一瀬武川	第一瀬武川	瀬武	〃	5 戸
525-I-79	美里川	美里川	薩川	〃	14 戸
525-I-80	薩川川	薩川川	薩川	〃	12 戸
525-I-81	薩川川支溪	薩川川支溪	薩川	〃	9 戸
525-I-82	第一芝川	第一芝川	芝	〃	24 戸
525-I-83	芝川	芝川	芝	〃	24 戸
525-I-84	実久川	実久川	実久	〃	4 戸
525-I-85	池地第三小川	池地第三小川	池地	〃	2 戸
525-I-86	池地第二小川	池地第二小川	池地	〃	4 戸

第 2. 急傾斜地崩壊危険箇所

番 号	箇所名	大字	小字	延長 (m)	傾斜度	高さ (m)	保全人家 戸数
1 - 2626	西古見	西古見	根車川内	360	40	65	20
1 - 2627	花天	花天	茂田作	113	40	45	7
1 - 2629	古志	古志	緑り	113	40	75	1
1 - 2630	篠川 1	篠川	道浦	100	45	35	9
1 - 2631	篠川 2	篠川	下里	425	45	65	34
1 - 2632	篠川 3	篠川	打赤	150	35	55	11
1 - 2634	小名瀬	小名瀬	古里	150	50	60	14
1 - 2635	阿鉄	阿鉄	惣原	225	40	30	5
1 - 2636	油井 1	油井	池金久	120	35	100	6
1 - 2637	油井 2	油井	前平	388	60	70	11
1 - 2638	手安	手安	見里原	238	40	110	14
1 - 2639	古仁屋 1	手安	瀬戸金久原	180	40	95	10
1 - 2640	古仁屋 2	手安	桑又原	350	45	70	17
1 - 2641	古仁屋 3	古仁屋	下間原	325	50	80	15
1 - 2642	大湊	古仁屋	金久田原	313	40	88	28
1 - 2643	古仁屋 5	古仁屋	山仲田原	325	40	55	53
1 - 2644	古仁屋 6	古仁屋	平田原	275	60	65	47

第 2 編 一般災害対策編

1 - 2645	古仁屋 7	古仁屋	本道原	400	35	45	16
1 - 2646	高丘	古仁屋	尻田原	150	45	50	1
1 - 2647	古仁屋 9	古仁屋	小勝原	363	35	20	33
1 - 2648	古仁屋 10	古仁屋	石橋原	180	35	50	
1 - 2649	古仁屋 11	古仁屋	山田原	175	50	80	12
1 - 2650	古仁屋 12	古仁屋	小勝原	350	30	30	29
1 - 2651	古仁屋 13	古仁屋	目平原	75	30	90	11
1 - 2652	船津 2	古仁屋	肥川原	163	45	65	79
1-2653	船津	古仁屋	アヤダキ原	463	30	105	43
1 - 2654	古仁屋 16	古仁屋	アヤダキ原	228	50	70	
1 - 2655	古仁屋 17	古仁屋	古見田原	75	50	40	13
1 - 2656	清水	清水	當り田原	138	35	70	16
1 - 2658	伊須	伊須	小里山	75	35	50	7
1 - 2659	勝浦	勝浦	三田	150	40	70	15
1 - 2660	網野子	網野子	百郡	150	35	55	6
1 - 2661	節子	節子	狩又	100	45	55	5
1 - 2662	嘉徳	嘉徳	朝卜	100	50	95	3
1 - 2663	芝 1	芝	金久原	238	40	45	7
1 - 2664	芝 2	芝	美里原	238	30	55	11
1 - 2665	薩川 1	薩川	小川原	100	40	50	5
1 - 2667	瀬武	瀬武	皆口原	250	30	15	9
1 - 2668	三浦	三浦	里平原	213	30	40	10
1 - 2669	俵	俵	長田原	138	40	40	7
1 - 2670	瀬相 1	瀬相	金久田原	75	45	30	
1 - 2671	瀬相 2	瀬相	大勝原	175	45	20	6
1 - 2672	押角	押角	皆久田原	80	48	25	12
1 - 2673	勝能 1	勝能	伊砂祢	100	45	20	5
1 - 2674	勝能 2	勝能	湊原	125	43	30	6
1 - 2675	諸数	諸数	里原	105	46	25	8
1 - 2676	生間	生間	大下田原	50	40	65	6
1 - 2677	渡連	渡連	村内原	225	45	45	7
1 - 2678	諸鈍 1	諸鈍	金久原	235	45	60	12
1 - 2680	諸鈍 3	諸鈍	大田原	75	40	25	4
1 - 2681	野見山	野見山	大里原	100	33	50	7
1 - 2682	秋徳 1	秋徳	前金久	190	50	40	
1 - 2683	秋徳 2	秋徳	平増	75	45	30	

第 2 編 一般災害対策編

1 - 2684	伊子茂	伊子茂	作原	138	40	30	1
1 - 2685	花富	花富	間辻原	75	40	20	7
1 - 2686	西阿室	西阿室	大平原	150	35	45	6
1 - 2687	須子茂	須子茂	長山原	75	30	35	
1 - 2688	池地	池地	仲野原	375	50	55	12
1 - 2689	与路	与路	半川原	375	40	65	14
1 - 3244	古仁屋 18	古仁屋	山田原	140	70	140	
1 - 3245	古仁屋 19	古仁屋	アヤダキ原	100	40	50	1
1 - 3246	古仁屋 20	古仁屋	瀬久井川上原	140	40	110	10
1 - 4324	篠川 4	篠川	尾崎	230	40	30	6
1 - 4325	久慈 2	久慈	川内	170	40	50	5
1 - 4326	花天 3	花天	茂田作	70	35	50	1
1 - 4327	阿木名 2	阿木名	柳田	90	35	50	2
1 - 4328	阿木名 4	阿木名	本港	200	40	100	
1 - 4329	清水 2	清水	高田原	140	40	90	
1 - 4330	古仁屋 21	古仁屋	芦瀬原	200	45	70	
1 - 4331	俵 3	俵	横道原	50	35	30	
1 - 4332	俵 4	俵	打田原	70	35	20	
1 - 4333	野見山 3	野見山	大里原	200	38	40	8
1 - 4334	池地 2	池地	宇森原	105	43	50	7
1 - 4335	古仁屋 22	古仁屋	トンキャン原	230	40	40	5
1 - 4337	武名 3	武名	境田原	70	45	15	3
1 - 4338	与路 2	与路	浜切原	80	45	50	
1 - 4648	嘉鉄 2	嘉鉄	里原	50	30	15	5
1 - 4649	諸鈍 4	諸鈍	大田原	250	45	100	6
1 - 4650	手安 3	手安	金釜原	80	40	30	6
1 - 4651	花天 3	花天	ノコ	70	40	25	6
1 - 4652	生間 2	生間	犬川原	110	45	40	8
1 - 4653	諸数 2	諸数	里原	60	43	50	6
1 - 4654	勝能 5	勝能	脇浜原	250	40	50	8
1 - 4655	諸鈍 7	諸鈍	徳浜原	45	35	20	
2 - 70	久慈 1	久慈	坂元	75	50	15	
2 - 85	古仁屋 23	古仁屋	大田原	110	75	70	6
2 - 217	俵 5	俵	今城原	70	50	20	
1 - 4429	阿木名 3	阿木名	仲里	50	35	40	1
1 - 4433	木慈 2	木慈	小勝山原	100	30	40	2

第 2 編 一般災害対策編

1 - 4434	須子茂 2	須子茂	大山原	100	40	20	2
1 - 4436	阿室釜 3	阿室釜	小勝	60	35	70	2
1 - 4437	油井 3	油井	小金久	115	40	60	3
1 - 4438	油井 4	油井	脇田	100	40	30	3
1 - 4439	阿鉄 2	阿鉄	川内	50	35	80	2
1 - 4440	古志 2	古志	大畑ノ式	120	40	40	2
1 - 4441	古志 3	古志	越地ノ壱	200	40	50	1
1 - 4442	久慈 4	久慈	伊目	85	50	15	3
1 - 4443	久慈 5	久慈	伊目	150	35	80	3
1 - 4444	久慈 3	久慈	小勝	50	40	20	2
1 - 4445	小名瀬 2	小名瀬	古里	130	40	40	3
1 - 4446	小名瀬 3	小名瀬	摺勝	140	40	170	1
1 - 4447	阿室釜 5	阿室釜	宇神	130	40	50	4
1 - 4448	諸鈍 6	諸鈍	徳浜原	60	40	90	2
1 - 4449	阿室釜	阿室釜	下神	100	40	60	1
1 - 4450	阿室釜 2	阿室釜	下神	90	40	70	4
1 - 4451	管鈍 1	管鈍	小金久	65	40	70	1
1 - 4452	管鈍 2	管鈍	スブヲウム	120	40	40	3
1 - 4453	西古見 2	西古見	根車川内	70	35	20	2
1 - 4454	薩川 3	薩川	大勝原	50	45	15	1
1 - 4455	薩川 2	薩川	外表原	70	40	55	2
1 - 4456	阿木名 1	阿木名	小勝	100	45	110	1
1 - 4457	阿木名 5	阿木名	仲緑	100	40	70	1
1 - 4458	阿木名 6	阿木名	仲緑	60	40	30	1
1 - 4459	蘇刈	蘇刈	阿ガン間	50	40	60	2
1 - 4460	諸鈍 5	諸鈍	里原	90	30	80	2
1 - 4461	嘉鉄	嘉鉄	城田原	125	40	55	4
1 - 4462	久根津 1	久根津	蔵当原	100	40	50	3
1 - 4463	久根津 2	久根津	池金久原	70	40	25	1
1 - 4464	手安 2	手安	山田原	90	35	110	1
1 - 4465	手安 4	手安	小里原	100	35	60	4
1 - 4466	手安 5	手安	仲田原	120	35	120	1
1 - 4467	須手 1	須手	田又原	70	35	80	3
1 - 4468	古仁屋 24	古仁屋	大が両原	120	45	90	2
1 - 4471	諸数 3	諸数	浜操原	50	48	25	1
1 - 4472	諸数 4	諸数	深浦原	100	42	50	2

第 2 編 一般災害対策編

1 - 4473	勝能 3	勝能	上川原	50	42	50	3
1 - 4474	勝能 4	勝能	前田原	70	35	40	1
1 - 4476	勝能 6	勝能	昆間原	80	48	30	3
1 - 4477	押角 2	押角	大袋川内原	70	45	20	3
1 - 4478	押角 3	押角	名子原	85	45	25	2
1 - 4479	於斉	於斉	長浜原	100	45	60	4
1 - 4480	手安 6	手安	熊ちきよ原	65	35	40	1
1 - 4481	武名 4	武名	長浜原	80	45	20	2
1 - 4482	武名 5	武名	板間原	70	40	30	3
1 - 4485	武名 1	武名	境田原	70	40	60	2
1 - 4486	武名 2	武名	板間原	110	40	80	3
1 - 4487	木慈 1	木慈	小勝山原	60	40	60	1
1 - 4488	瀬武 2	瀬武	前田原	80	30	20	2
1 - 4489	瀬相 3	瀬相	村内原	60	45	35	1
1 - 4490	瀬相 4	瀬相	川内原	100	40	60	2
1 - 4491	伊子茂 2	伊子茂	脇里原	50	45	60	1
1 - 4492	西阿室 2	西阿室	大平原	100	40	40	3
1 - 4493	嘉入 1	嘉入	前田原	80	40	100	2
1 - 4494	嘉入 2	嘉入	カン間原	100	40	100	2
1 - 4495	阿多地	阿多地	小川原	100	35	40	2
1 - 5491	生間 3	生間	赤原	70	30	30	3
2 - 384	須手 2	手安	田又原	80	50	90	1
2 - 385	押角 4	押角	ク子ブト原	120	60	15	1
2 - 386	野見山 2	野見山	諸鈍又原	65	40	50	1
2 - 437	俵 2	俵	崎山原	140	45	20	1

第3. 山地災害危険地区

・山腹崩壊危険地区

番 号	地 区 名	位 置		
		市町村	大字	字
525-0001	小名瀬（一部）	瀬戸内町	小名瀬	古里原
525-0002	古仁屋（全域）	瀬戸内町	古仁屋	大湊
525-0003	古仁屋（一部）	瀬戸内町	古仁屋	金久田原
525-0004	古仁屋（一部）	瀬戸内町	古仁屋	尻田原
525-0005	古仁屋（全域）	瀬戸内町	古仁屋	肥川原
525-0006	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	トンキャン原
525-0007	古仁屋（全域）	瀬戸内町	古仁屋	小勝原
525-0008	古仁屋（全域）	瀬戸内町	古仁屋	目平原
525-0009	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	肥川原
525-0010	嘉鉄	瀬戸内町	嘉鉄	卸口原
525-0011	西古見	瀬戸内町	西古見	池田
525-0012	阿木名	瀬戸内町	阿木名	羽麦
525-0013	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	古見田原
525-0014	押角	瀬戸内町	押角	皆久田原
525-0015	勝浦	瀬戸内町	勝浦	サンダ
525-0016	請阿室	瀬戸内町	請阿室	ワキン原
525-0017	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	山仲田原
525-0018	久慈	瀬戸内町	久慈	川内のゴ
525-0019	西阿室	瀬戸内町	西阿室	直り田原
525-0020	伊須	瀬戸内町	伊須	小里山
525-0021	阿木名	瀬戸内町	阿木名	松花
525-0022	油井	瀬戸内町	油井	前平2
525-0023	久慈	瀬戸内町	久慈	小勝
525-0024	嘉鉄	瀬戸内町	嘉鉄	上川
525-0025	阿木名	瀬戸内町	阿木名	石原
525-0026	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	石橋原
525-0027	久慈	瀬戸内町	久慈	川内ノ五
525-0028	手安	瀬戸内町	手安	桑又原
525-0029	実久	瀬戸内町	実久	仲田原
525-0030	武名	瀬戸内町	武名	前田原
525-0031	芝	瀬戸内町	芝	美里原

・崩壊土砂流出危険地区

番 号	地 区 名	位 置		
		市町村	大字	字
525-0001	西古見	瀬戸内町	西古見	オハラシ
525-0002	西古見	瀬戸内町	西古見	中之尾
525-0003	管鈍	瀬戸内町	管鈍	前山
525-0004	管鈍	瀬戸内町	管鈍	前山
525-0005	管鈍	瀬戸内町	管鈍	中リマンド
525-0006	花天	瀬戸内町	花天	前金久原
525-0007	花天	瀬戸内町	花天	南勝
525-0008	久慈	瀬戸内町	久慈	河内之吾
525-0009	久慈	瀬戸内町	久慈	前田
525-0010	伊目	瀬戸内町	伊目	俵
525-0011	古志	瀬戸内町	古志	浦原
525-0012	古志	瀬戸内町	古志	境
525-0013	越地	瀬戸内町	越地	越地四
525-0014	措勝	瀬戸内町	措勝	平田原
525-0015	篠川	瀬戸内町	篠川	打赤
525-0016	芝	瀬戸内町	芝	内田原
525-0017	阿鉄	瀬戸内町	阿鉄	轟木原
525-0018	阿鉄	瀬戸内町	阿鉄	大石原
525-0019	嘉徳	瀬戸内町	嘉徳	市道
525-0020	嘉徳	瀬戸内町	嘉徳	田原
525-0021	油井	瀬戸内町	油井	前平
525-0022	須佐礼	瀬戸内町	須佐礼	松平
525-0023	須佐礼	瀬戸内町	須佐礼	松平
525-0024	節子	瀬戸内町	節子	里原
525-0025	節子	瀬戸内町	節子	打
525-0026	久根津	瀬戸内町	久根津	浦原
525-0027	阿木名	瀬戸内町	阿木名	横田原
525-0028	瀬武	瀬戸内町	瀬武	里原
525-0029	瀬武	瀬戸内町	瀬武	皆口原
525-0030	久根津	瀬戸内町	久根津	浦原
525-0031	久根津	瀬戸内町	久根津	浦原
525-0032	阿木名	瀬戸内町	阿木名	水原

第 2 編 一般災害対策編

525-0033	節子	瀬戸内町	節子	瀬武原
25-0034	須子茂	瀬戸内町	須子茂	大山原
525-0035	手安	瀬戸内町	手安	桑又原
525-0036	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	田又原
525-0037	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	平田原
525-0038	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	肥川原
525-0039	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	瀬久井
525-0040	古仁屋	瀬戸内町	古仁屋	芦瀬原
525-0041	伊須	瀬戸内町	伊須	川内原
525-0042	蘇刈	瀬戸内町	蘇刈	嘉鉄又原
525-0043	嘉入	瀬戸内町	嘉入	長山原
525-0044	嘉入	瀬戸内町	嘉入	長山原
525-0045	嘉入	瀬戸内町	嘉入	長山原
525-0046	俵	瀬戸内町	俵	長田原
525-0047	伊子茂	瀬戸内町	伊子茂	脇田平
525-0048	押角	瀬戸内町	押角	仲田原
525-0049	勝能	瀬戸内町	勝能	上川原
525-0050	渡連	瀬戸内町	渡連	清金久原
525-0051	諸鈍	瀬戸内町	諸鈍	川内原
525-0052	於斉	瀬戸内町	於斉	佐知克
525-0053	秋徳	瀬戸内町	秋徳	上山田
525-0054	諸鈍	瀬戸内町	諸鈍	川内原
525-0055	与路	瀬戸内町	与路	玉ミナ原
525-0056	与路	瀬戸内町	与路	名ン勝原
525-0057	久慈	瀬戸内町	久慈	川内
525-0058	篠川	瀬戸内町	篠川	広竹
525-0059	篠川	瀬戸内町	篠川	深山
525-0060	手安	瀬戸内町	手安	桑畑原
525-0061	秋徳	瀬戸内町	秋徳	赤平
525-0062	阿木名	瀬戸内町	阿木名	横田原
525-0063	阿木名	瀬戸内町	阿木名	上山田
525-0064	木浦畑キ	瀬戸内町	嘉徳	木浦畑キ
525-0065	上又川原	瀬戸内町	諸鈍	上又川原
525-0066	古志	瀬戸内町	古志	中田ノ二・田和良
525-0067	伊須	瀬戸内町	伊須	滝山

第4. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

1. 土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）616ヶ所

- (1) 町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第7条に基づき当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報等の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するため必要な警戒避難体制に関する事項について定め、住民への周知を図る。
- (2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定めるものとする。
- (3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

2. 土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）541ヶ所

- (1) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。
- (2) 特別警戒区域の指定は、土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を定めてするものとする。

【参照】

鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ <https://www.sabomap.jp/kagoshima/>

瀬戸内町ホームページ <https://www.town.setouchi.lg.jp/cho/kurashi/bohan/bosai/index.html>

第5. 災害危険箇所等の調査結果の周知

1. 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、大島支庁瀬戸内事務所、消防機関、警察等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

2. 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

- (1) 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。
- (2) 町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地滑りなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

3. 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- (1) 災害危険箇所、避難所、避難路、避難方法の周知を図る。
- (2) 災害危険箇所、避難所、避難路、消火、防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布
- (3) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

第6. 危険箇所の警戒避難態勢の整備

総務対策部、住民対策部、衛生対策部、土木対策部、その他の対策部及び消防機関が緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を行うものとする。また、危険区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するため、消防機関において定める地元の連絡員と緊密な連絡をとるものとする。

1. 災害危険箇所の警戒態勢の確立

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2. 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

3. 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に次の内容の避難計画を作成する。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき災害時要配慮者状況、福祉施設等の状況

(2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法

(3) 土砂災害警戒区域内の施設に対する連絡体制及び避難所の基準

(4) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での世話人の配備等の措置を定める。

(5) 避難誘導等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の災害時要配慮者については、誘導担当者を定める。

(6) 避難勧告等の基準の設定

過去の雨量状況と土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難勧告等の基準を定める。

4. 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、避難を早めに行うよう努める。このため、町及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

住民への自主的避難の指導方法は、別途資料「自主防災組織の育成強化」で定める。

5. 危険区域における警戒体制

(1) 警戒体制の基準雨量（消防庁が示している基準雨量）

状況 種別	累計雨量が、100 mm以上 あった場合	累計雨量が、40 mm～100 mmあった場合	降雨がなかった場合
第 1 警戒体制	24 時間雨量が 50 mmを超えたとき	24 時間雨量が 80 mmを超えたとき	24 時間雨量が 100 mmを超えたとき
第 2 警戒体制	24 時間雨量が 50 mmを超え、1 時間雨量が 30 mm程度の強い雨が降り始めた時	24 時間雨量が 80 mmを超え、1 時間雨量が 30 mm程度の強い雨が降り始めた時	24 時間雨量が 100 mmを超え、1 時間雨量が 30 mm程度の強い雨が降り始めた時

※ 上記基準以外でも、雨量の状況によっては必要な警戒体制にて対応する。

(2) 警戒体制の内容

ア 第 1 警戒体制

危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報を行う。

イ 第 2 警戒体制

住民等に対して避難準備・高齢者等避難開始を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第 56 条に規定する警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

6. 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒については、消防機関、巡視については、土木対策部がこれにあたるものとする。

7. 避難及び救助方法

災害から住民を保護するための避難の必要が生じた場合は、避難勧告及び避難指示（緊急）など避難措置を実施するものとする。

なお、各区域住民の避難所は、別添資料「避難所の指定」に定める避難場所とするが、災害の種別に応じて適宜変更する。

8. 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜斜面災害を想定した避難訓練を実施する。

9. 要配慮者利用施設における警戒体制

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、要配慮者利用施設へ利用者の円滑な警戒及び避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報等を防災行政無線、電話、FAX、電子メール、広報車等及び、あらゆる方法にて伝達する。

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

地区	施設名	所在地	内容	種類	公示図書
古仁屋	高丘保育所	瀬戸内町古仁屋高丘 190-2	警戒区域	土砂	dok525-0245
	古仁屋小学校 附属幼稚園	瀬戸内町古仁屋 836	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0254 他
	古仁屋小学校	瀬戸内町古仁屋 805	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0254 他
	古仁屋中学校	瀬戸内町古仁屋 842-8	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0254 他
	古仁屋高等学校	瀬戸内町古仁屋 3 9 9 番地 1	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0245 他
	瀬戸内町へき地診療所	瀬戸内町古仁屋瀬久井 西 13-2	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜	kyu525-0668-1
	瀬戸内徳洲会病院	瀬戸内町古仁屋 1358-1	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜・土砂	kyu525-0377-5 他
	グループホームひまわり	瀬戸内町古仁屋 1233	警戒区域	急傾斜・土砂	kyu525-0374
	養護老人ホーム寿老園	瀬戸内町古仁屋瀬久井 西 7-3	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0259 他
	デイサービスセンター ひまわり	瀬戸内町古仁屋瀬久井 西 7-3	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0259 他
	潤生会保育園	瀬戸内町古仁屋瀬久井 西 7-3	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0259 他
	特別養護老人ホーム 奄美の園	瀬戸内町古仁屋 1283-27	警戒区域(一部)	急傾斜	kyu525-0377-6
	デイサービスセンター つむぎ	瀬戸内町古仁屋下間原 3-1	警戒区域	急傾斜	kyu525-0667-1
	阿木名へき地保育所	瀬戸内町阿木名 171	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜・土砂	kyu525-0254-2 他
	阿木名小中学校	瀬戸内町阿木名 2141	警戒区域	土砂	dok525-0169 他

第 2 編 一般災害対策編

阿木名	大島保養院	瀬戸内町阿木名 65	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜・土砂	kyu525-0254-1 他
	介護老人保健施設 せとうち	瀬戸内町阿木名 1975	警戒区域	土砂	dok525-0169 他
	南大島診療所	瀬戸内町阿木名 1975	警戒区域	土砂	dok525-0169 他
篠川	篠川小中学校	瀬戸内町篠川 150	警戒区域	土砂	dok525-0053 他
油井	油井小中学校	瀬戸内町油井 603-1	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜	kyu525-0208
久慈	小規模多機能委託介護 事業所ルリカケス	瀬戸内町久慈 539-1	警戒区域 (一部)	急傾斜	kyu525-00063
渡連	小規模多機能ホーム ほこらしや	瀬戸内町渡連 136	警戒区域	土砂	dok525-0495 他
勝能	障害者支援施設 なのはな園	瀬戸内町勝能 887	警戒区域	土砂	dok525-0358 他
伊子茂	特別養護老人ホーム 加計呂麻園	瀬戸内町伊子茂 187-1	警戒区域	土砂	dok525-0211 他
	伊子茂小中学校	瀬戸内町伊子茂 207	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜・土砂	kyu525-0430
瀬相	瀬相へき地保育所	瀬戸内町瀬相 82	警戒区域	土砂	dok525-0318 他
	有料老人ホーム ゆうたけ	瀬戸内町瀬相 747-1	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0493
	加計呂麻徳洲会診療所	瀬戸内町瀬相 747-1	警戒区域	急傾斜・土砂	dok525-0493
薩川	小規模多機能ホーム おやこ	瀬戸内町薩川 243	警戒区域	土砂	dok525-0104
諸鈍	諸鈍小中学校	瀬戸内町諸鈍 295-1	警戒区域 (一部)	急傾斜	kyu525-0608-1
	諸鈍へきち保育所	瀬戸内町諸鈍 371	警戒区域	土砂	dok525-0428
池地	池地小中学校	瀬戸内町池地 329	警戒区域	急傾斜・土砂	kyu525-0644 他
与路	与路小中学校	瀬戸内町与路 484	警戒区域 (一部特別警戒)	急傾斜・土砂	kyu525-0631-1 他

第 5 節 高潮災害等の防止対策

第 1．海岸保全施設整備事業の推進

本町の集落はすべて海に面しており、住家が海岸線まで迫っている箇所が多く、台風時には、高潮・波浪災害等を受けやすい地形的特質があるため、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を促進する。

○高潮危険地域

番号	危 険 地 域		予想される被害程度	
	地区名 (集落名)	延 長 (m)	面 積 (㎡)	住 家 (戸)
1	勝浦	300	35,000	100
2	阿木名	300	78,000	120
3	管鈍	150	74,000	21
4	西古見	50	9,000	30
5	西阿室	200	25,000	50
6	秋徳	310	16,000	40
7	安脚場	270	7,000	10
8	与路	370	41,000	80
9	諸鈍	600	18,000	80
10	花天	700	40,000	10
11	久慈	800	76,000	70
12	実久	410	52,000	15
13	芝	310	42,000	50
14	篠川	930	144,000	100
15	押角	500	30,000	25
16	俵	380	65,000	40
17	瀬相	720	69,000	30
18	瀬武	240	33,000	20
19	伊子茂	390	54,000	60
20	池地	850	128,000	40
21	請阿室	420	135,000	40
22	網野子	400	23,000	64
23	嘉徳	530	61,000	22
24	須子茂	550	35,000	17
計	24 地区	10,680m	1,290,000 ㎡	1,134 戸

第 2．既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町は従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第 6 節 危険物災害等の防止対策

第 1．危険物災害等の防止対策の実施状況

1．危険物施設等の保安監督・指導

町及び瀬戸内消防分署は、消防法の規則を受ける危険物施設等の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

瀬戸内町内危険物施設一覧

危険地域				
施設の名称	保管場所	貯蔵取扱区分	種別	数量 (KL)
大島石油 (株) 古仁屋営業所	船津	給油取扱所	ガソリン	14.0
			軽油	5.76
		地下タンク貯蔵所	ガソリン	30.0
		屋外タンク貯蔵所	ガソリン	150.0
			軽油	196.0
			灯油	150.0
			重油	296.0
		一般取扱所	第 1 石油類	50.0
			第 2 石油類	50.0
			第 3 石油類	50.0
有村商事 (株) 古仁屋営業所	松江	給油取扱所	ガソリン	7.0
			軽油	3.0
		地下タンク貯蔵所	ガソリン	100.0
			軽油	100.0
			灯油	20.0
		屋外タンク貯蔵所	重油	195.0
		一般取扱所	第 1 石油類	5.0
			第 2 石油類	10.0
			第 3 石油類	10.0

豊給油所	大湊	給油取扱所	ガソリン 軽油	6.6 4.0
(有)佐々木石油	阿木名	給油取扱所	ガソリン 軽油	3.85 6.35
(有)長野給油所	阿木名	給油取扱所	ガソリン 軽油 重油	4.0 6.0 0.5
勝田石油	勝浦	給油取扱所	ガソリン 軽油	10.6 10.0
(株)藤田 瀬相給油所	瀬相	給油取扱所	ガソリン 軽油	4.0 6.0
泰江給油所	篠川	給油取扱所	ガソリン 軽油	4.0 6.0
加計呂麻石油所	生間	給油取扱所	ガソリン 軽油	2.88 6.72
(有)瀬相石油	瀬相	給油取扱所	ガソリン 軽油	4.0 6.0
(株)瀬戸内建設産業	阿木名	屋外タンク貯蔵所	重油	10.0

危険物の種類や危険物施設の形態、及び当該施設での貯蔵又は取り扱われる状態によって、災害予防対策は異なるので、消防法の規定に基づき次により災害予防対策を図る。

第 2. 危険物施設の整備改善

危険物施設の位置、構造又は設備が、消防法第 10 条第 4 項の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、町及び消防本部は次の措置を講ずる。

1. 自主査察の実施指導

危険物施設の所有者、管理者又は、占有者等は危険物保安監督者並びに危険物施設保安員に命じて、施設の位置、整備等が消防法第 10 条第 4 項の基準に適合しているかどうかを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善を図るよう指導する。

2. 立入検査の実施

町及び消防本部は危険物施設に対し、必要に応じ立入検査を行い、施設の整備改善について指導する。

第3．危険物施設における危険物の安全確保

危険物施設での危険物の取扱貯蔵は、消防法第10条第3項の規定による技術上の基準に適合して実施するよう、町及び消防本部は次の措置を講ずる。

1．自主査察の実施

危険物施設の所有者、管理者又は占有者等は、危険物保安監督者並びに危険物施設保安員として、危険物の貯蔵、取扱いについて必ず保安監督を励行させるとともに、消防法第10条第3項の基準に適合させるよう指導する。

2．立入検査の実施

町及び消防本部は、危険物施設に対し、必要に応じ立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

第4．危険物運搬の安全確保

危険物の運搬については、消防法第16条の規定による技術上の基準に適合させるよう、町及び消防本部は次の措置を講ずる。

1．自主査察の実施

危険物を運搬する者に対し、危険物取扱者の同上を励行させるとともに、消防法第16条に定める容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準に適合させるように指導する。

2．立入検査の実施

警察の協力を求めて立入検査を実施し、危険物の運搬、容器、積載方法について指導する。

第5．保安教育の実施

町及び消防本部は、危険物取扱いについての保安教育を、次により実施する。

1．危険物施設の所有者に対し、自主的な危険物取扱者並びに危険物施設保安員の再教育及び危険物施設に勤務し、危険物の取扱い、貯蔵に従事する者の保安教育の実施を指導する。

2．危険物取扱者並びに危険物施設保安員の再教育及び危険物施設に勤務し、危険物取扱い、貯蔵に従事する者の保安教育を実施する。

第6．他危険物施設の事業者について

1．高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急処置を講ずるとともに、町（危機管理係）、警察署及び消防機関に通報する。

通報を受けた機関は直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による、冷却等適切な措置を行う。

(2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民に対し避難させるための措置を行う。

(3) 水害による高圧ガス容器の流出が認められた場合は、流出容器による災害防止のため町、警察署及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

2. 石油類等の保安

危険物製造所、貯蔵所、取扱所の管理者等は、火災、水害時に石油類による災害を防止するため、町及び関係機関と緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講ずる。

(1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。

(2) 通報を受けた消防機関は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

3. 電気事業の保安

(1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

(2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

(3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

第7節 防災訓練の効果的実践

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第1. 防災訓練の目標・内容の設定

1. 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

2. 訓練内容

訓練実施責任者が実施する訓練の種目は、おおむね次のとおりである。

(1) 水防訓練

(2) 消防訓練

(3) 通信訓練

(4) 避難訓練

(5) 総合防災訓練

(6) その他必要な訓練

3. 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥・強風等）から火災の多発又は、拡大が予想される時期の前などに行う。

4. 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、十分検討して行う。

第2. 水防訓練計画

町は水防訓練を次の大綱に基づき、その都度実施要領を定め実施するものとする。

1. 訓練内容

- (1) 観測（水位、雨量）を的確に把握する訓練。
- (2) 通報（電話、無線、伝達）
- (3) 動員（消防機関の動員、住民の応援）
- (4) 輸送（資材、機材、人員）上司の指示通り適切に行う。
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 避難、誘導、救護など

2. 訓練実施時期

訓練の種類により最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

年1回集中豪雨が予想される時期の前に実施する。

3. 訓練実施場所

最も訓練効果をあげる場所、洪水のおそれのある地域

第3. 消防訓練計画

この計画については、別に定める消防計画による。

第4. 通信訓練

町長は、通信確保の訓練を次により実施するものとする。

1. 非常通信協議会による訓練

災害が発生し、有線通信が途絶えた場合における非常通信の効果的な確保を図るため鹿児島地区非常通信協議会で計画する非常通信計画に基づき実施する。

2. 連絡通信訓練

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合における町内の災害情報の通信連絡及び、各種対策の指示などの通信訓練を災害発生期の前の最も効果的な時期に実施する。

第 5．避難訓練

1. 町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を 1 年に 1 回以上実施する。
2. 町教育委員会及び町内小・中学校長は、各々の定める避難計画に基づき、小・中学校生との避難訓練を年 1 回以上実施するものとする。
3. 町長は、社会福祉施設、病院、旅館、娯楽施設など多数の人が集合居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立、訓練実施について指導を行い、施設の管理者は、避難計画に基づき、適宜避難訓練を実施する。

第 6．総合防災訓練

町長は、次の大綱に基づき、その都度総合防災訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

1. 訓練参加機関
 - (1) 瀬戸内町
 - (2) 大島支庁瀬戸内事務所
 - (3) 瀬戸内警察署
 - (4) 古仁屋海上保安署
 - (5) 陸上自衛隊奄美警備隊
 - (6) 海上自衛隊奄美基地分遣隊
 - (7) 瀬戸内消防分署並びに瀬戸内町消防団
 - (8) その他の関係機関、団体（ガス会社、石油販売会社を含む）
2. 訓練内容
 - (1) 情報連絡訓練
 - (2) 情報伝達訓練
 - (3) 災害通信訓練
 - (4) 避難誘導訓練
 - (5) 油・ガス対策訓練
 - (6) 消火訓練
 - (7) 水防訓練
 - (8) 救出訓練
 - (9) 救護訓練
 - (10) 炊出訓練

第 7．訓練結果の評価・報告

1. 訓練結果の評価・報告

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。
2. 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から 20 日以内に町防災会議会長に報告する。

第8節 災害時要配慮者の安全確保

本計画は、高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人・観光客等は災害発生時に迅速、的確な行動が取りにくく、災害の被害を受けやすいことから、「災害時要配慮者」と位置づけ、町及び防災関係機関は、平素から災害時要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1．災害時要配慮者世帯の防災対策

1．災害時要配慮者対策

(1) 災害時要配慮者の実態把握

町は、災害時要配慮者を自主防災組織や集落地区ごとに掌握しておく。掌握した名簿等を避難等に利用する場合でも、プライバシーには十分注意する。

(2) 緊急連絡、避難体制の整備

町は、災害時要配慮者が迅速、的確な行動がとれるよう家族はもちろん自主防災組織ぐるみで緊急連絡、避難誘導が出来る体制を整備しておく。また、避難所や避難経路の設定にあたっては、災害時要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性を十分配慮する。

(3) 防災設備・物資・資機材の整備

町は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自ら家族の備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(4) 災害時要配慮者に対する防災知識の普及及び訓練の充実

町は、災害時要配慮者が円滑に避難し被害を受けないために、災害時要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発を、各集落・自主防災組織を中心にとりくみ。防災訓練においては災害時要配慮者の発生を想定した情報伝達・避難誘導訓練を実施する。また、町は、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することの出来る者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

(5) 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明を行うとともに避難所や災害危険地区等の表示板等の他言語化を推進するとともに、居住地の災害危険箇所や防災体制等について十分説明を行う。

2．社会福祉施設、病院などの防災対策

(1) 防災設備の設置促進等

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者が「災害時要配慮者」であることから、スプリンクラー装置などの消防用施設設備の設置及び維持管理を行い、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬

品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 防災管理体制の整備・強化

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応が出来るよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

第9節 防災知識の普及及び啓発

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第1. 住民に対する防災知識の普及啓発

1. 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災知識の高揚を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報誌、印刷物及びその他の刊行物
- イ 防災無線及びラジオ・テレビ
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会、パネル展示会等の開催
- オ 映画、ビデオ、スライドの製作
- カ 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動
- キ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等災害時要配慮者に十分配慮して行う。

防災知識の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施責任者及び関係機関団体が、それぞれ普及を促進する事項について行う。

ア 住民等の責務

- ① 自ら災害に備えるための手段を講ずること
- ② 自発的に防災活動に参加すること

イ 災害予防措置

- ① 家庭での予防・安全対策
- ② 災害に備えた2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄
- ③ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ④ 出火防止、初期消火等の心得
- ⑤ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害発生したときの行動
- ⑥ 避難場所での行動
- ⑦ 災害時の家族内での連絡体制の確保
- ⑧ 災害危険箇所の周知
- ⑨ 避難路、避難場所及び避難方法の確認
- ⑩ 負傷者、災害時要配慮者等の救助の心構えと準備
- ⑪ 台風襲来時の家屋の保全方法
- ⑫ 船舶等の避難措置
- ⑬ 農作物等の災害予防事前措置
- ⑭ その他

ウ 災害応急措置

- ① 災害対策の組織、編成、分掌事務
- ② 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- ③ 防疫の心得及び消毒等の要領
- ④ 災害時の心得
 - ・ 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - ・ 停電時の照明
 - ・ 非常食糧、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - ・ 屋根・雨戸等の補強
 - ・ 排水溝の整備
 - ・ 初期消火、出火防止の徹底
 - ・ 避難の方法、避難路、避難場所の確認
 - ・ 高齢者等災害時要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

エ 災害復旧措置

オ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

2. 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、青少年、婦人、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

第10節 自主防災組織の育成強化

本計画は、本町及び他の防災機関と協力して防災活動を効果的に行うために、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図ることにより防災意識、隣保共同の精神などの高揚を図るものである。

第1. 地域の自主防災組織の育成強化

1. 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

町は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備計画

町は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

2. 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所等崖崩れによる災害が見込まれる地区
- ・ 土石流発生危険渓流のある地区
- ・ 山地崩壊危険区域のある地区
- ・ 家屋密集等消防活動困難地区
- ・ 地盤振動・液状化危険のある地区
- ・ 津波危険のある地区
- ・ 危険物施設などの隣接地区
- ・ 高齢化の進んでいる過疎地区

- ・ その他危険地区

(2) 自主防災組織の単位

基本的に、地域住民の隣保協同の精神に基づき、自治会・集落単位として次の事項を留意し、自主防災組織を育成するものとする。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことのできる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

- ア 町内会、自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 町内会や自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、婦人団体、PTA 等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

3. 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時活動

- ① 防災知識の普及に関すること
- ② 災害予防に関すること
- ③ 防災訓練の実施に関すること
- ④ 2～3日分の食糧・防災資機材の備蓄及び点検に関すること
- ⑤ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- ① 災害時における情報の収集及び伝達、救出、救護、避難誘導等に関すること
- ② 火災発生時における初期消火活動に関すること
- ③ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等
- ④ その他目標達成に必要なこと

第11節 事業所自衛消防隊等の設置計画

本計画は、地震やその他大規模な災害や事故が発生した場合、旅館、学校、病院等、多くの人が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガスなどの危険物を製造もしくは保有する事業所等においては、火災の発生、危険物の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため自衛消防隊等を設置する。

第1．事業所自主防災体制の強化の促進

1．自衛消防隊等の防災計画の作成

それぞれの組織において、防災計画を定める。

2．自衛消防隊の設置対象施設

- (1) 旅館、学校、病院等多くの人が出入りし、又は利用する施設
- (2) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱い所
- (3) 多数の従業員がいる事業所で、自衛消防隊を設置し災害防止にあたることが効果的である施設

3．自主防災計画

防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

(1) 予防計画

- ア 予防管理組織の編成
- イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整備
- ウ 消防用設備の点検整備

(2) 教育訓練計画

- ア 防災教育
- イ 防災訓練

(3) 応急対策訓練

- | | |
|--------------|--------|
| ア 応急活動組織の編成 | エ 避難誘導 |
| イ 情報の収集伝達 | オ 救出救護 |
| ウ 出火防止及び初期消火 | |

4．自衛消防隊の活動

(1) 平常時

- ア 防災訓練
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員の防災に関する教育の実施

(2) 災害時

- | | |
|--------------|--------|
| ア 情報の収集伝達 | ウ 避難誘導 |
| イ 出火防止及び初期消火 | エ 救出救護 |

第12節 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に活かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1．防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それら団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織等の環境整備を行い、連携体制の整備に努める。

第2．防災ボランティア活動支援のための環境整備

1．町による環境整備

(1) ボランティアの登録・把握

町は、町社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

(2) 大規模災害時でのボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時でのボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。

【消防本部】

消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃からボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、研修、合同訓練等に努めるものとする。

第3．ボランティアの種類と活動内容

町がボランティアと効率的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

1．一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達

- (4) 清掃等の衛生管理
- 2. 専門技術型ボランティア
 - (1) 災害支援ボランティア講習修了者
 - (2) アマチュア無線技師
 - (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
 - (4) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
 - (5) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
 - (6) 通訳（外国語、手話）

第13節 防災構造化の推進

町内の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、振興開発事業等をはじめとする事業を推進することにより適正な土地利用を推進し、風水害に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1. 建築物の不燃化の推進

1. 防火・準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を推進する。

2. 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集地及び消火活動困難地域の解消に努める。

3. 公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建て替え等による住宅不燃化の推進を図る。

4. 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

5. その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難、救護活動の円滑な実施を図る。

第2. 道路・公園・緑地・空き地等の防災空間の確保

1. 道路・公園・緑地・空き地等のオープンスペースの整備

(1) 道路の整備（延焼遮断帯の機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

(2) 道路・緑地・公園等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

2. 共同溝等の整備

町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限にとどめるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

第3. 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1. 擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合については、設計時に安定性を考慮しているか道路防災総点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2. ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配布等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

第14節 建築物災害の防止対策

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第1. 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

1. 公共施設等の堅牢化・安全化

町は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

2. 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、町は関係機関と協力し、これらの施設の堅牢性・安全性の確保に努める。

第2. 一般建築物の堅牢化・安全化

1. 住民等への意識啓発

町は、住民に対して、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2. 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第15節 公共施設の災害防止対策

水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第1. 水道施設の災害防止

1. 災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は日常生活に不可欠なため、水供給機能がマヒしたときの社会的影響の大きさに鑑み、水道施設の整備に当たって、次の対策を推進し、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の水道供給システムの整備・強化
- (2) 石棉セメント管等から铸铁管等への敷設替えの推進
- (3) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検、・補修の推進
- (4) 浄水場等の堅牢化・停電対策の推進
- (5) 広域的なバックアップ体制の推進

2. 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2. 道路・橋梁の災害防止

1. 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町は、既存道路施設等の安全化を基本に、次の防災対策等の整備に努める。

(1) 道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を推進する。

(2) 道路の橋梁における耐震対策工事

道路における橋梁の機能を確保するため、道路防災総点検に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を推進する。

2. 緊急輸送ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。町は、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考

慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備による防災対策を推進する。

3. 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第3. 港湾・漁港施設の災害防止

1. 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送に充てられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

2. 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルールによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

3. 港湾・漁港施設の整備

町が管理する港湾・漁港における施設の整備については、物上場・岸壁・臨港道路の用地等の整備を計画的に推進する。

第16節 農業災害の防止対策

風水害等の災害による農作物等の被害を軽減し、農家経営の安定を図るため、農作物及び農業関連施設の被害予防及び事業対策を推進する。

第1. 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、町はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の機能を最大限に活用しながら、かつ、一元的な組織体系を確立し、末端農家への技術指導の迅速な浸透を図るため、指導体制の確立を図るとともに、関係機関、団体の積極的な協力を要請する。

第2. 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作物及びその組合せ、作付体系等、防災農営の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に

関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあっては、災害に抵抗力のある品種の育成並びに作物被害予防対策に関する研究に努める。

第3．作物別被害予防対策

本町の地理的条件による災害発生状況を考慮し各作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

第4．防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

1．農地の現況

例年台風豪雨により、農地の表土流出等の災害が発生し、農地、農作物等に被害を受けていることから、農地防災対策を講じ農業生産の安定的向上を図る。

2．農地災害事業の基本方針

災害の恐れがある既存のため池や、用排水路を管理・点検するほか、農地を災害から守り、洪水、浸食、崩壊を未然に防止するため、防災営農施設の整備を進めることで安定した農業経営の確立を図る。